

経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議

欧州ソルベンシーII規制と 対話型の監督方針について

2019年10月21日 アクサ生命保険株式会社 板場 建

1. ソルベンシー||規制の概要

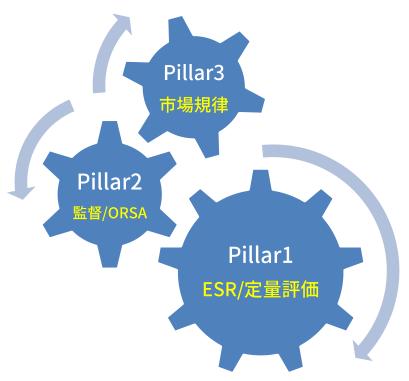
■ ソルベンシーII規制は、下記の三つの柱が一体として機能することにより、保険会社の健全性を担保する仕組みである

定量的要件 Pillar1 資産及び負債の市場整合的評価 ■ ソルベンシー資本要件(SCR)と最低資本要件(MCR) ■ 利用可能資本 監督当局によるレビュー Pillar2 □ リスクと資本の自己評価(ORSA) □ 資本の追加積立てを含む監督当局によるレビュープロセス (市場への) 開示要件 Pillar3 公開開示 - 年次のソルベンシーおよび財務状況報告 ■ 監督目的のために提供される情報

経済価値規制を検討するにあたっては、健全性指標の水準だけではなく、三つの柱が 複合的に作用するかどうかを検討すべき

2.ソルベンシーII規制へのアクサ・グループの見解

■ ソルベンシーII規制は、保険会社とステークホルダー(契約者/監督当局/市場)との対話を重要視するフレームワークであると考える



- □市場金利を用いた「経済価値評価」を行うことで、地域・国家別の監督規制方針に依拠しない国際横断的な財務健全性の開示が可能となる
- □経済価値ベースのソルベンシー規制においては、定期的なモデルの見直しや、ORSAレポートを通じた定性面でのリスク評価等、当局や市場との継続的な対話が重要となる
- □三つの柱を基礎とするソルベンシーII規制は、世界で最も保守的で洗練された経済価値ベースのソルベンシー規制の枠組みであると考えており、EU加盟国における全ての保険会社に適用*されている
- □国際資本規制および各国規制の枠組みは、ソルベン シーII規制の方針と整合的に規模の大小にかかわら ず全ての保険会社に適用されるべきであると考える

*小規模会社(グロス収入保険料500万ユーロ以下かつグロス技術的準備金25百万ユーロ以下など)は適用除外

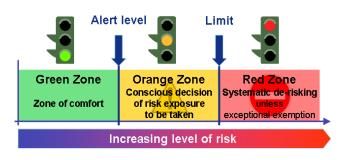
アクサ・グループは、ソルベンシーII規制のもと、経済価値ベースの財務健全性評価を行うことで、ステークホルダー(契約者/各国監督当局/市場)との対話を行い 、保険会社としての社会的責任を果たしている

3. アクサ生命のリスク管理とリスク・アペタイト

■ <u>経済価値ベースの健全性指標は、保険会社の事業環境を取り巻く全てのリスクを包括的に表す万能な指標ではない</u>ため、その他の重要指標(流動性等)との関係性を考慮しつつ、複合的・多面的にリスク管理を実施する必要がある

アクサ生命のリスクアペタイト・ステートメント	
健全性	一定のストレス環境下においても、 <u>適正な財務健全性水準</u> を維持する
資本	一定のストレス環境下においても、 <u>適正な資本水準</u> を維持する
収益	一定のストレス環境下においても、 <u>適正な収益水準</u> を維持する
流動性	一定のストレス環境下においても、 <u>適正な流動性水準</u> を維持する

- ▶ リスク・アペタイトを実際のオペレーションレベルで実行するために、AXAグループのリスクアペタイトはよりファンクショナルなリミットおよびアラートへと置き換えられる。
 - 1. アラート:状況を評価し、マネジメント・コミッティの承認を要する**選択肢の検討を行う**トリガー
 - 2. リミット:違反した場合には、マネジメント・コミッティによって承認されたアクションプランに 基づき自動的にリスク削減を行うためのトリガー



リスク・アペタイトは、経済価値指標を含む<u>様々な経営指標を複合的に管理するこ</u> とで、ERM経営の達成を目指すものである

4. 現行規制が経済価値ベースのリスク管理に与える影響

■ 日本の生命保険会社では、現行ソルベンシー規制と経済価値ベース評価では金利リスクの 認識方向が逆方向となってしまう。各種経営上の重要指標を複合的に管理する場合、現在 の状況自体が生命保険会社の経営に意図せざる悪影響を及ぼしている可能性がある

現行規制と経済価値ベースの両方に
対し金利リスクの管理を行う例金利リスク流動性
現行規制(1) 超長期債国債購入による負債金利リスクの
ヘッジ・・(2) (1)による資産デュレーション伸張に伴う、
現行規制の金利リスク上昇・・(3) (1)の超長期国債の会計上の保有目的区分を
HTM/RMBに設定・・(4) (3)の保有目的区分設定に伴う、相対的な
流動性の低下・・

- □ 現行ソルベンシー規制と経済価値ベースの評価手法の差異により、保険会社が本 来負う必要のないリスクやコストが発生している可能性がある
- □ またこれは、保険料を介して契約者の最終利益に帰属させるべきものでもなく、 顧客利益の保護の観点からも制度設計の見直しは急務と考える

5. ソルベンシー資本要件(1/2)

■ ソルベンシーII規制では、監督介入のレベルが異なる二つの資本要件、SCR (VaR 99.5%相当) とMCR (VaR 85%相当)が整備されている

監督介入を開始すべき水準

SCR比率 <100%

- 回復計画の要求(2ヶ月以内の提出)および実行の命令
- □ 原則6ケ月以内に資本水準の回復が求められる
- □ ただし、<u>低金利環境</u>、金融危機時、巨大災害発生時等の環境下においては、<u>負債デュレーションを勘案した上で、最大7</u>年間の猶予期間が設けられている

MCR比率 <100%

(=SCR比率 25~45%相当)

業務停止等の最も強力な監督行動をトリガーし得る水準

- □ 資産の自由な処分の制限または禁止
- □ 新契約の引き受け禁止
- □ 免許取り消し
- □ 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入にあたっては、市場の混乱を招かぬよう慎重に検討した上で、適切な資本要件に関する制度設計を行う必要がある
- □ また、資本要件の検討とともに、監督介入開始の際の当局との対話に関しても併せて検討を行う必要がある

5. ソルベンシー資本要件(2/2)

ComFrame

(グループワイド監

督者により選定)

(参考)

バーゼルIII

- 既にIAIGsの対象保険会社には、<u>2025年から経済価値ベースの国際資本規制が適用される</u>ことが決定している
- よって本会議では、<u>非IAIGsの保険会社向けの経済価値ベースのソルベンシー資本要件をどのように設定するかが重要な論点</u>であると考える

国際的な規制の対象

(IAIGs)国際的保険グループ

- ▶ 海外での<u>保険料収入</u>が、グループ全体の<u>10</u> %以上を占める
- ▶ 総資産が500億米ドル以上または、引受保 険料総額が100億米ドル以上

国際統一基準行

- ▶ 3メガバンク
- ▶ 野村ホールディングス等

それ以外

非IAIGs

国内での活動を中心と した保険会社

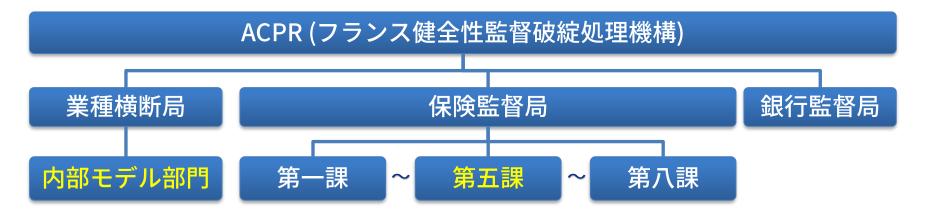
国内基準行

国内での活動を中心と した銀行

- □ 本邦銀行規制では、国内基準行は国際統一基準行よりも緩和的な規制が適用される方針となっている。しかし、保険業界は銀行業界とは異なり、IAIGsと非IAIGsの事業内容は基本的に同一であり、また、相当規模の保険会社が非IAIGsに含まれていることから、バーゼルⅢと同様の制度設計は難しいと考える
- □ ソルベンシーII規制では、各会社間の公平性を期すため、<u>会社規模や海外事業規模等に応じ</u> た緩和的措置は設けられていない
- 本新邦規制においても、いわゆる意図せざる影響についてIAIGsと非IAIGs間で公平性を期す ためにも、IAIGsと同様の資本要件を全社に適用することが望ましいと考える

6. 監督当局とのコミュニケーション

- 前述の通り、経済価値ベースの健全性指標は、それだけで保険会社の事業環境を取り 巻く全てのリスクを包括的に表す万能な指標ではない
- 当局との対話が必要な健全性に関する事項は、定量/定性の両面から多岐に渡るため、 監督当局と保険会社の両者とも相応の体制整備が必要となる



保険監督局は、1チームあたり10~15名程度が所属する8チームで構成されており、うち、 第五課はアクサ・グループ監督の専任チームとなっている

- □ 市場整合的な健全性指標によるリスク管理体制、透明性の高い健全性評価体制の確立には、対話型の監督体制の構築が必須であり、<u>監督当局と保険会社の両者と</u>も相応の体制整備が必要となる
- □ 本邦に置いても、<u>IAIGs向けの監督を専任する部門や、内部モデル関連に特化し</u> た部門を組織する等、段階的に機能拡張を行っていくことが望ましい

7. おわりに

- 保険会社が保有するリスクについての説明責任を果たさず、<u>実質的な経営体力を超える過度な資産運用を前提とした商品を提供し続けることは、リスクを将来の契約者に転嫁している</u>ことを意味し、将来的に保険業界自体の信頼性に悪影響をもたらす可能性がある
- 適切な経済価値ベースのリスク管理下で、契約者ニーズに答える商品、契約者に寄り添 う商品を開発・提供し、また、そのリスク管理の状況を消費者に開示することが、保険 会社の公共性を担保する最善な手段である
- 財務健全性が国際的に評価された場合、<u>在外資金調達が容易・有利となる等、保険会社の</u> <u>国際進出の支え</u>となるといったメリットもある
- 対話型の監督により、ステークホルダーに対し財務健全性を説明することは、保険会社と 監督当局の相互理解・協力により実現する(監督当局が自国の保険会社の国際化を支援するという側面)
- これらは、既に国際的コンセンサスとなりつつあることから、今後は内部モデルの承認手続き等の規制導入に向けたより具体的な議論に進むべきであると考える

対話型の監督体制の下で、経済価値ベースのソルベンシー規制を国際資本規制の資本 要件と整合的を保ちつつ、全保険会社向けに導入することが、今後の保険業界の持続 可能な発展を促す最善の手段であると考える